

# 経済レビュー

## 消費税率引き上げがもたらす家計負担の大きさと個人消費への影響

### 【要旨】

- ◇ 消費税率引き上げが家計負担に与える影響を考える場合、税率引き上げ分のうちどの程度が価格へ転嫁されるかがポイントになる。消費税創設時と前回の税率引き上げ時の動向などから判断すると、今回の税率引き上げ時には、税率引き上げ分が課税対象品目の価格にそのまま転嫁される可能性が高い。
- ◇ 家計負担を軽減する措置はいくつか検討されているものの、厳しい財政状況を鑑みれば大規模なものとはならない見込みであり、二段階の税率引き上げに伴う負担増加額は、前回の税率引き上げ時を大幅に上回る規模となる見通しである。
- ◇ 二段階の税率引き上げ前後に想定される駆け込み需要と反動減は、耐久財や半耐久財で影響が大きいとみられるほか、サービスや非耐久財においても一定の規模で生じる見込みである。これらは、均してみれば需要全体を変化させるものではないと考えられるが、増減の規模が大きくなると景気のかく乱要因となり得る点には注意を要する。
- ◇ 税率引き上げに伴う消費者物価の上昇は、実質所得の減少を通じ、中期的に実質個人消費を抑制する要因となる。実質所得の減少に対して消費を減らす割合が小さいと推察される高齢世帯の増加は、消費への悪影響を緩和する効果を持つ可能性があるが、税率引き上げが一定の景気下押し要因となることは避けられない見込みだ。
- ◇ 新政権下での財政・金融政策などを背景に景気は上向きつつあるが、消費税率引き上げが回復の勢いを弱める要因となり得る点には留意しておく必要があるだろう。

## はじめに

消費税率引き上げを盛り込んだ社会保障と税の一体改革関連法案は、昨年 8 月 10 日に成立した。実際の引き上げ前には経済状況の好転を条件とした「景気弾力条項」の最終判断が行われるが、新政権下での財政・金融政策などを背景とした景気回復がこのまま続けば、消費税率は 2014 年 4 月に 5%から 8%へ、2015 年 10 月には 8%から 10%へ引き上げられることになる見込みだ。

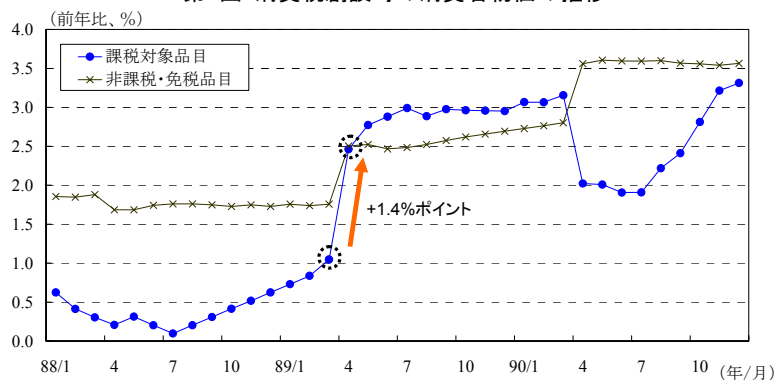
もとより、消費税率引き上げについては、家計負担の増加が景気に与える悪影響などを懸念する声も根強い。本稿では、まず、消費税率引き上げによって物価がどの程度上昇し、家計負担がどの程度増えるのか、検討されている負担軽減策の効果も含めて検証する。その上で、消費税率引き上げが個人消費に与える影響について考察してみたい。

### 1. 消費税率引き上げが物価に与える影響

消費税は、「事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担」（国税庁）する。消費税率引き上げが家計に与える影響を考える場合、まずは税率引き上げ分のうちの程度が価格へ転嫁されるかがポイントになる。

消費税は 1988 年度の税制改革の柱として導入が決定され、1989 年 4 月に税率 3%でスタートした。当時の消費者物価の推移をみると、課税対象品目の価格が消費税導入と同時に大きく上昇していることが確認できる。もっとも、課税対象品目の上昇率は 1989 年 3 月の前年比+1.1%に対して 4 月は同+2.5%であり、上昇率の拡大幅は 1.4%ポイントと消費税率の 3%を下回った（第 1 図）。これは、消費税創設と同時に、耐久財などに課税されていた高率の物品税（普通乗用車で 23%、大型テレビで 20%など）が廃止され、実質的には減税となった品目も存在したためである。課税対象品目の価格上昇が小幅にとどまったからといって、必ずしも消費税率 3%分が価格にフルに転嫁されなかったことを示しているわけではない。

第1図：消費税創設時の消費者物価の推移

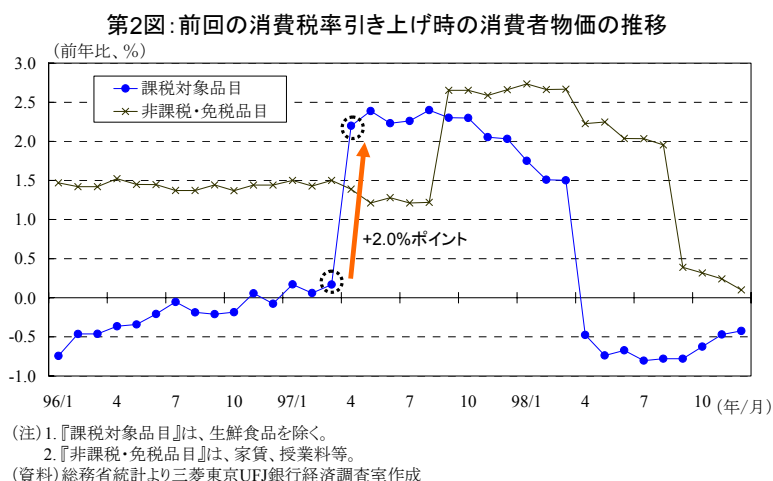


(注)1.『課税対象品目』は、生鮮食品を除く。

2.『非課税・免税品目』は、授業料等。

(資料)総務省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

1997年4月の3%から5%への消費税率引き上げ時は、課税対象品目の消費者物価上昇率は3月の前年比+0.2%から4月の同+2.2%へ、2.0%ポイント加速した(第2図)。物品税が廃止された消費税創設時と異なり、課税対象品目の物価に影響する大幅な制度変更などがなかったため、消費税率の引き上げ幅2%ポイント分が統計上ダイレクトに表れたといえる。



今回の消費税率引き上げは、消費者物価をどの程度上昇させるのか。今回は他の税制変更の影響という点で前回の税率引き上げ時の状況に近いこと、加えて消費税の円滑かつ適正な価格転嫁に向けた対策<sup>(注1)</sup>が実施される予定であることなどを考え合わせると、税率の引き上げ分が課税対象品目の価格にそのまま転嫁される可能性が大きい。消費者物価(総合)への影響については、構成品目に占める課税対象品目のウェイトが約72%であるため、2014年4月の8%への引き上げ時は前年比+2.1%ポイント、2015年10月の10%への引き上げ時には同+1.3%ポイントと計算される(第1表)<sup>(注2)</sup>。

(注1) 2013年3月22日に『消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案』が閣議決定された。法案には、仕入業者による消費税の転嫁拒否等を禁止するとともに転嫁拒否等の行為に対しては公正取引委員会等が検査・指導等を行うこと、消費税還元セールを禁止すること、税額を含めた価格表示を義務付ける「総額表示義務」を緩和すること、公正取引委員会への届出により転嫁カルテルを独占禁止法の適用除外とすることなどが盛り込まれている。

(注2) 8%への引き上げ時は、 $(108 - 105) \div 105 \times 72\% = 2.1\%$  (5%から8%への税率引き上げによる価格上昇率に課税対象品目のウェイトを乗じたもの) となり、10%への引き上げ時は  $(110 - 108) \div 108 \times 72\% = 1.3\%$  (8%から10%への税率引き上げによる価格上昇率に課税対象品目のウェイトを乗じたもの) となる。

第1表: 今回の消費税率引き上げ時に想定される消費者物価への影響

(%ポイント)

	消費税率の引き上げ幅	消費者物価の変化幅	
		総合ベース	生鮮食品を除く総合ベース
2014年4月	+3.0	+2.1	+2.0
2015年10月	+2.0	+1.3	+1.3

(資料)総務省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 2. 消費税率引き上げと家計負担の増加

### (1) 消費税と家計負担

消費税率引き上げによって家計の負担はどの程度増えるのか。前述したように、1989年度の消費税創設時には物品税が同時に廃止された。当時の政府試算によると、1988年度と比較した家計負担の増加額は、消費税創設に伴う負担増加分である5.4兆円から、物品税の廃止等による負担減少分である3.5兆円を引いた1.9兆円にとどまった(第2表)。また、1988年度には、消費税創設に先立って所得税等の減税により4兆円規模の家計負担軽減策がとられており、税制改革のパッケージ全体では2.1兆円の家計負担の減少をもたらした。これは、税制改革の目的が、税収を拡大することよりも所得課税中心の税体系を見直すこと(いわゆる直間比率の是正)に重点を置いたものであったためであり、家計負担に対する配慮も十二分になされる結果となった。

一方、1997年度の消費税率引き上げの主眼は財政再建にあったといえる。バブル崩壊後、景気対策として行われた公共事業の拡大などが財政赤字を深刻化させた。日本経済にとって財政再建を進めることが大きな課題となり、税収拡大のため1994年に消費税率の引き上げが決まった。消費税創設時と同様、税率引き上げに先立って1994年度から5.5兆円の特別減税が実施されたが、そのうちの2兆円分については消費税率の引き上げと同時に打ち切られた(残りの3.5兆円分は恒久減税化)。税率引き上げに伴う家計負担の増加は5.2兆円(消費税創設時と同じく当時の政府試算)となったことなどから、結果として1997年度の家計負担は前年度に比べて7.1兆円増加した。3.5兆円の恒久減税分を差し引いても、家計にとっては大幅な負担増となった。

今回の税率引き上げに伴う家計の負担増も、かなり大幅となるのが確実である。後段で検討する軽減税率や簡素な給付措置、自動車取得税率の引き下げなど、家計負担の緩和措置が実施される予定だが、厳しい財政状況を鑑みれば大規模なものとはなり得まい。負担軽減措置に一定の仮定を置いた上で、消費税率引き上げ分は価格転嫁を通じて家計がすべて負担するとの前提で考えていくと、軽減措置の実施を勘案しても、二段階の税率引き上げに伴う負担増加額は合計11.0兆円と、前回の税率引き上げ時を大幅に上回る規模となる見込みである。なお、消費税創設時、前回の税率引き上げ時に前もって実施された大規模な所得減税については、今のところ検討されていない。

第2表:消費税創設・税率引き上げ等が家計負担に与える影響

	1989年度	1997年度	2014年度	2015年度(平年度ベース)
家計負担の増減	+1.9兆円	+7.1兆円	+7.4兆円	+3.6兆円
主な負担増加要因	・消費税創設(3%) (+5.4兆円)	・消費税率引き上げ(3%→5%) (+5.2兆円) ・所得税の特別減税打ち切り (+2.0兆円)	・消費税率引き上げ(5%→8%) (+8.1兆円)	・消費税率引き上げ(8%→10%) (+5.4兆円)
主な負担減少要因	・物品税廃止等 (▲3.4兆円) ・給付金支給 (▲0.1兆円)	・給付金支給 (▲0.1兆円)	・簡素な給付措置の実施 (▲0.6兆円) ・自動車取得税率引き下げ (▲0.1兆円)	・軽減税率導入 (▲1.7兆円) ・自動車取得税廃止 (▲0.1兆円)

(注)1.『家計負担の増減』は、前年度との比較。

2.『2014年度』と『2015年度(平年度ベース)』の『消費税率引き上げ』の影響は、消費税率を5%引き上げた場合の税収増加額(政府試算:13.5兆円)を按分したものである。

3.『簡素な給付措置』の影響は、2012年の年間収入が248万円未満の世帯に一人当たり年額2万円を支給した場合。

4.『自動車取得税率引き下げ』の影響は、消費税率が8%に引き上げられた時点で自動車取得税率を現行の5%から2%に引き下げた場合。

5.『軽減税率』の影響は、消費税率10%時に「食料(除く一般外食)」と「光熱・水道」の消費税率を8%に据え置いた場合。

6.『自動車取得税廃止』は、消費税率が10%に引き上げられた時点で自動車取得税を2%からゼロ%に引き下げた場合。

(資料)旧経済企画庁資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## (2) 簡素な給付措置と軽減税率の影響

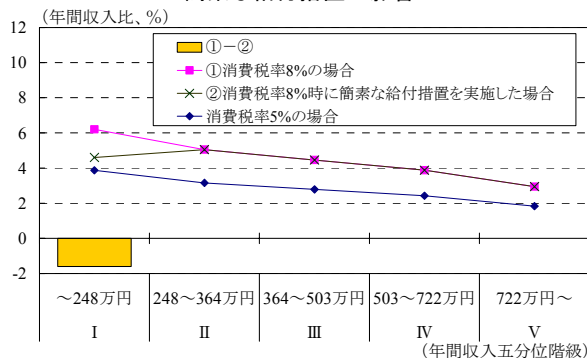
消費税率引き上げにあたっては、いくつかの家計負担軽減措置が検討されている。実際にどのような措置が実施されるかは決まっておらず、その内容についても未確定な部分が多い。ここでは、簡素な給付措置と軽減税率について、実施要件を仮定した上でその効果を試算した。また、両措置は単に家計の負担を軽減するだけでなく、消費税が持つ逆進性<sup>(注3)</sup>を緩和するための手段としても位置付けられているため、その緩和効果についても確認した。

(注3) 逆進性とは、所得額が小さくなるほど、所得額に対する税額の割合が大きくなる性質のこと。こうした性質を持つ代表的な税が消費税である。

まず、消費税率が5%から8%に引き上げられる段階では、簡素な給付措置が実施される予定である。低所得世帯（世帯年収が248万円未満の世帯）に対して一人当たり2万円を1年間だけ給付することを想定すると、負担軽減額は全体で0.6兆円程度となる。対象が低所得世帯に限られるため、家計全体の負担を軽減する効果は限定的だが、逆進性の緩和効果は比較的大きいものとなる（第3図）。

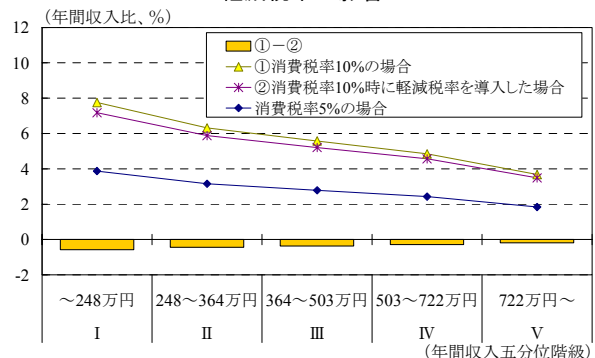
軽減税率は、消費税率が10%に引き上げられる際に導入される見通しだ。ここでは食料品と水道光熱費に対する税率が8%に据え置かれると想定した。この場合、家計全体の負担軽減額は1.7兆円程度とかなり大きくなると試算されるが、裏を返せばそれだけ消費税収へのマイナスの影響も大きくなり、財政収支の改善効果が限定される。また、所得の多寡に関わらず幅広い階層で税負担が軽減されることになるため、結果として逆進性の緩和効果は小さくなる（第4図）。

第3図：年間収入階級別にみた消費税負担率と簡素な給付措置の影響



(注)『簡素な給付措置』は、年間収入階級第Ⅰ位世帯に一人当たり年額2万円を支給した場合。  
(資料)総務省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4図：年間収入階級別にみた消費税負担率と軽減税率の影響



(注)『軽減税率』は、消費税率10%時に「食料(除く一般外食)」と「光熱・水道」の消費税率を8%に据え置いた場合。  
(資料)総務省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## (3) 自動車取得税率引き下げの影響

自動車取得税は、消費税との二重課税であるとかねて指摘されてきた経緯もあり、今回の消費税率引き上げに合わせて二段階で引き下げられ、消費税率10%の時点で廃止される方針が決まっている。例えば、消費税率が5%から8%に引き上げられた時点で取得税率が現行の5%から2%に引き下げられたとすると、自動車購入時にかかる消

費税率3%ポイント分の負担はほぼ相殺される計算になる（第3表）。

ただし、乗用車の購入者すべてについて、取得税率が引き下げられることで消費税率引き上げによる負担増加分が相殺されるわけではない。エコカー減税の対象車は、すでに取得税が免税、あるいは75%か50%の減税となっているからである。この対象車を購入した場合には、取得時に消費税率引き上げ分の全部または一部について負担が増加することになる。エコカー減税の対象車が自動車販売全体に占める割合は7割超にも達するため（第5図）、取得税率の引き下げによる家計の負担軽減効果は全体としてそれほど大きくならない可能性が大きい。取得税が廃止された場合でも同様に、家計負担の追加的な軽減効果は全体で約0.2兆円（2012年度の自動車取得税収見込み）にとどまりそうだ。

第3表：今回の消費税率引き上げと自動車取得税引き下げが  
新車取得時の負担に与える影響

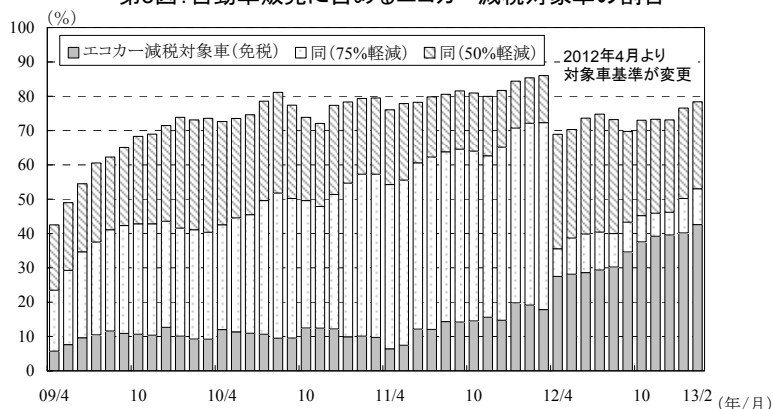
(1)エコカー減税の非対象車の場合 (円)			
	現状	2014年4月～	2015年10月～
車両価格	1,800,000	1,800,000	1,800,000
消費税	90,000	144,000	180,000
自動車取得税	81,000	32,400	0
合計	1,971,000	1,976,400	1,980,000
現状比	-	+5,400	+9,000

(2)エコカー減税対象車(免税)の場合 (円)			
	現状	2014年4月～	2015年10月～
車両価格	1,800,000	1,800,000	1,800,000
消費税	90,000	144,000	180,000
自動車取得税	0	0	0
合計	1,890,000	1,944,000	1,980,000
現状比	-	+54,000	+90,000

(注)1. 車両価格180万円、重量1.5トンの普通乗用車を新規購入する場合。  
 2. 『自動車取得税』は、2014年4月に5%から2%に、2015年10月に2%からゼロ%に引き下げられる場合を想定。  
 3. 自動車取得税額は、課税標準基準額を車両価格の9割として計算。  
 (資料)日本自動車工業会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第5図：自動車販売に占めるエコカー減税対象車の割合



### 3. 消費税率引き上げによる個人消費への影響① ～ 駆け込み需要と反動減

消費税率引き上げが個人消費に与える影響は、大きく2つに分けて考えることができる。一つが税率引き上げの前後に起きる駆け込み需要と反動減であり、もう一つが家計の実質所得の減少がもたらす実質個人消費の減少である。

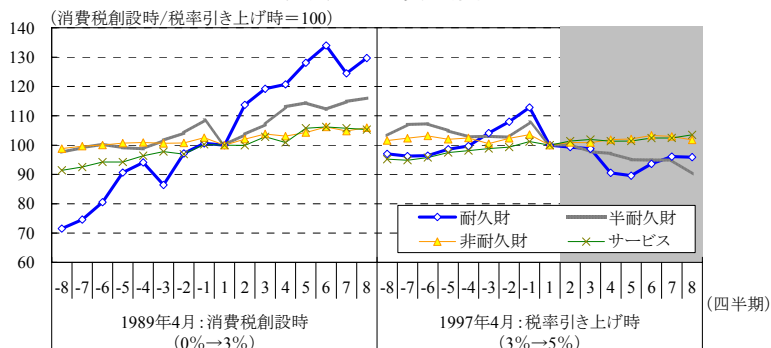
駆け込み需要とその後の反動減は、均してみれば需要全体を変化させるものではないと考えられる。ただし、増減の規模が大きくなると景気のかく乱要因となり得る点には注意を要する。一方、実質所得の減少がもたらす消費の減少は、中期的に需要水準を押し下げることになるため、経済への影響はより大きく、警戒が必要だといえる。

### (1) 消費税創設時と前回の税率引き上げ時の駆け込み需要と反動減

まず、駆け込み需要と反動減について消費税創設時と前回の税率引き上げ時を比べると、やや動きが異なっていたことがわかる。消費税創設時には、前述した通り、耐久財の多くについて消費税導入と同時に高率の物品税が廃止されたため、これらではネット減税となった。その結果、乗用車を中心とした耐久財では消費税導入前に買い控えの動きがみられた（第6図）。半耐久財や一部のサービスなどでは駆け込み需要と反動減が発生したものの、個人消費全体でみるとその規模はあまり大きなものとはならなかった。一方、前回の税率引き上げ時には、税率引き上げによる価格上昇が耐久財や半耐久財、非耐久財、一部のサービスなどで広く駆け込み需要と反動減を発生させた（注4）。

（注4）1997年4月の税率引き上げ後には、耐久財や半耐久財などの消費低迷が長期化した。その要因としては、アジア通貨危機や金融危機などの影響で景気が後退局面入りしたことが大きいと思われる。

第6図：消費税創設時と前回の税率引き上げ時の  
実質個人消費の推移



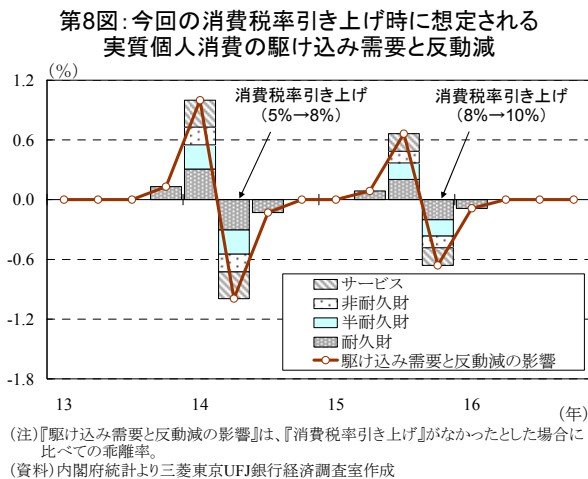
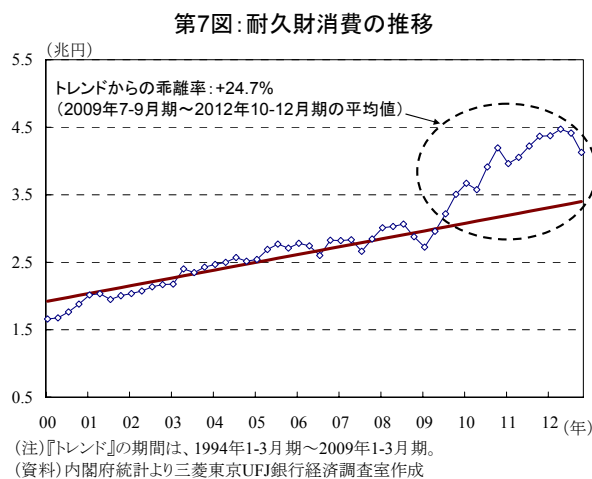
（注）1. 『1』四半期日は、『消費税創設時』と『税率引き上げ時』。  
2. 網掛け部分は、景気後退期間。  
（資料）内閣府統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### (2) 今回の税率引き上げ時に想定される駆け込み需要と反動減

今回の税率引き上げは、2014年4月に3%ポイント、2015年10月に2%ポイントの二段階で行われ、駆け込み需要と反動減もそれぞれの税率引き上げ前後に発生すると考えられる。

過去の動向を踏まえると、耐久財や半耐久財で駆け込み需要と反動減が大きくなるほか、サービスや非耐久財においても、クリーニングや旅行、保存の効く食料品や燃料などでは一定の規模で生じる公算が高そうだ。ただし、耐久財については、リーマン・ショック後の景気対策として実施された家電エコポイント制度や、エコカー補助金・減税制度といった政策の効果により、かなりの規模で需要の前倒しが発生してい

ると推測される（第7図）。こうした需要前倒しの動きなどを考慮した上で、今回の税率引き上げ時の駆け込み需要の大きさを試算すると、税率引き上げがなかったとした場合に比べての乖離率は1回目の引き上げ時に実質個人消費全体で+1.0%程度、2回目の引き上げ時には計+0.7%程度になると見込まれる（第8図）。また、税率引き上げ後には、それぞれの駆け込み需要と同規模の反動減が発生すると想定される。

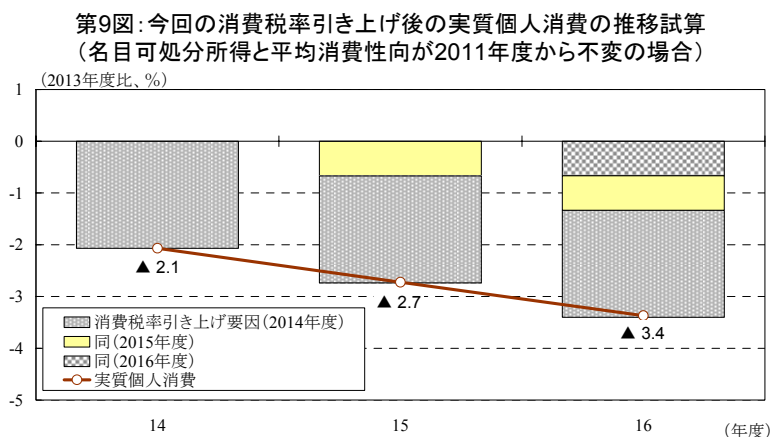


#### 4. 消費税率引き上げによる個人消費への影響② ～ 実質所得の減少がもたらす実質個人消費の減少

##### (1) 消費者物価の上昇により実質可処分所得は減少

続いて、家計の実質所得の減少がもたらす実質個人消費の減少についてみておく。消費税率引き上げに伴う物価の上昇は、実質ベースの可処分所得を減少させることで、実質個人消費を抑制する要因になると考えられる。

先に検討した消費者物価の予想上昇率を基に試算すると、実質可処分所得は2014年度で2.1%、2015年度と2016年度はそれぞれ0.7%減少することになる。また、2011年度の名目可処分所得と平均消費性向を不変として機械的に計算した場合、2016年度の実質個人消費は2013年度比▲3.4%の水準まで減少するとの結果になる（第9図）。





## (2) 高齢化の進展は実質消費の減少度合いを小さくする公算

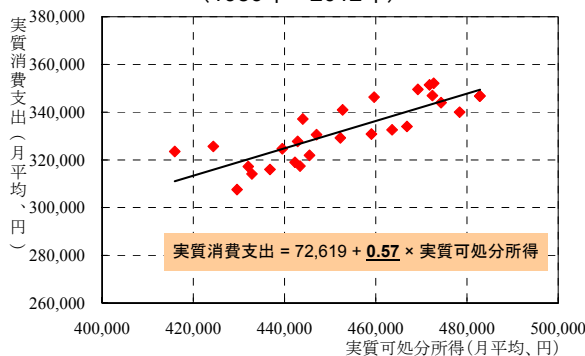
消費税率引き上げに伴う実質所得の減少がそのまま個人消費の減少に結びつくと、かなりの規模に達するが、実際には、家計は実質所得の減少に対して消費をどの程度減らすことになるのか。

家計調査を基に、世帯主が59歳以下の世帯（以下、現役世帯）と60歳以上の世帯（以下、高齢世帯）について、実質消費支出と実質可処分所得の関係を確認すると、所得が1単位減少した場合、現役世帯が0.57単位分の消費を減少させるのに対して、高齢世帯では0.18単位分しか減らさないことがわかる（第10、11図）。所得が減少した場合に、現役世帯に比べて高齢世帯があまり消費を減らさないこと背景としては、

(a) 高齢世帯では医療費など所得の変化に対して非弾力的な支出項目の全体に占める割合が現役世帯よりも大きくなること、(b) 高齢世帯は年金などのフロー所得のほかに過去から蓄積したストックの金融資産を多く抱えており、所得の減少分を資産の取り崩しにより賄うことで消費水準を維持する余地が大きいことなどが考えられる。

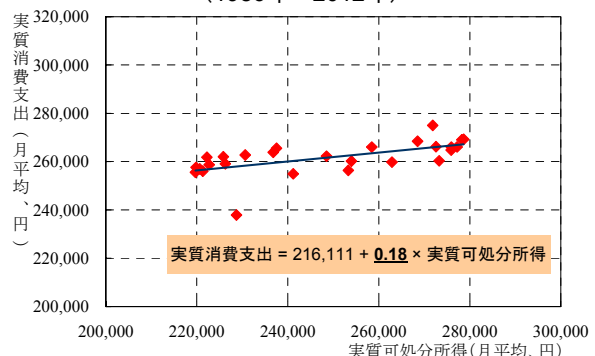
また、世帯数の動向に目を転じると、高齢世帯の数は一貫して増加する傾向にあり、全世帯数に占める割合も高まっていることが確認できる（第12図）。そこで、実質消費支出と実質可処分所得の関係性に加えて、先行きの年齢階級別世帯数の変化も勘案

第10図: 世帯主が59歳以下の世帯における  
実質消費支出と実質可処分所得の関係  
(1986年～2012年)



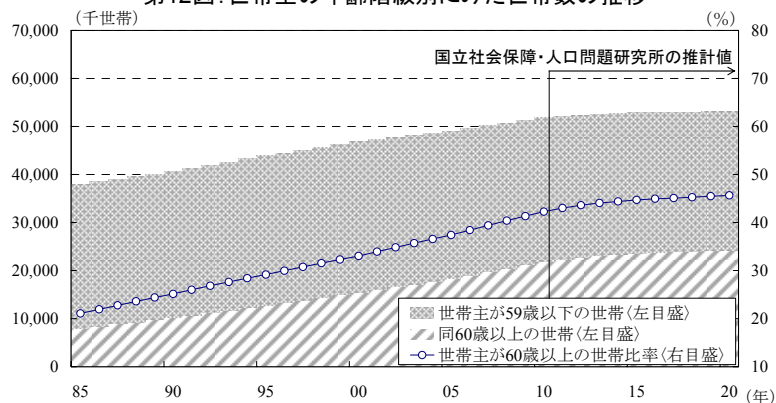
(注) 二人以上の勤労者世帯と無職世帯。  
(資料) 総務省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第11図: 世帯主が60歳以上の世帯における  
実質消費支出と実質可処分所得の関係  
(1986年～2012年)



(注) 二人以上の勤労者世帯と無職世帯。  
(資料) 総務省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

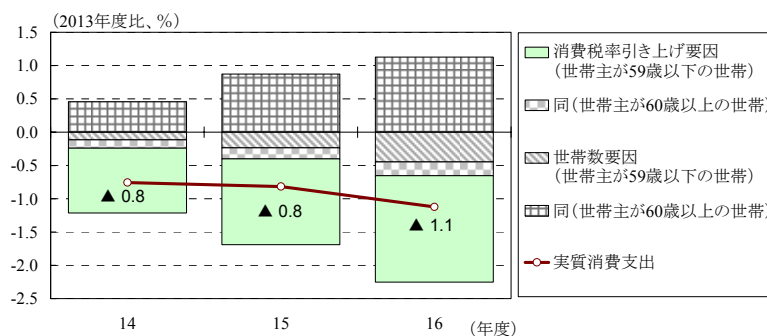
第12図: 世帯主の年齢階級別にみた世帯数の推移



(注) 2009年以前は国勢調査の結果を基に補完推計。  
(資料) 総務省統計、国立社会保障・人口問題研究所資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

した上で、消費税率引き上げ後の実質消費支出の変化を改めて試算し直すと、2016年度の消費水準は、名目可処分所得と平均消費性向を不変とした場合の2013年度比▲3.4%に対して、同▲1.1%の減少にとどまることになる（第13図）。高齢世帯の増加が消費を安定化させる方向に作用しており、個人消費への悪影響は実質所得の減少による家計負担の増加度合いよりも小さくなる可能性がある。

第13図：今回の消費税率引き上げ後の実質消費支出の推移試算  
（高齢化要因を勘案した場合）



(注) 1. 一世帯当たりの名目消費支出と名目可処分所得は、2012年実績。  
2. 『消費税率引き上げ要因』は、消費税率引き上げに伴う物価上昇により実質可処分所得が減少する影響。  
3. 『世帯数要因』は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に試算。  
(資料) 内閣府、総務省統計、国立社会保障・人口問題研究所資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## おわりに

二段階の消費税率引き上げに伴う家計負担の増加は、前回の税率引き上げ時を大幅に上回ることが確実である。今後も続く高齢世帯の増加は、消費税率引き上げに伴う消費への悪影響を緩和する効果を持つ可能性があるが、税率引き上げが一定の景気下押し要因となることは避けられない見込みだ。

新政権下での財政・金融政策などを背景に景気は上向きつつあるが、消費税率引き上げが回復の勢いを弱める要因となり得る点には留意しておく必要があるだろう。

以上

(H25.4.17 鶴田 零 rei\_tsuruta@mufg.jp  
坂東 輝昭 teruaki\_bandou@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京UFJ銀行 経済調査室  
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。